

●補充

障害理解の促進及び障害者の差別解消

手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例制定について

◆福田たえ美 委員 これより、公明党の補充質疑を行ってまいります。

まず初めに、障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例制定について伺ってまいります。

区は、障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例制定に向けた考え方について示されました。条例の必要性につきましては、共生社会ホストタウンとして、地域共生社会の実現を目指して、将来にわたってレガシーを築いていくという区の姿勢を明確に示し、必要な施策を展開していくために条例を制定することが必要であるとしています。

区は、共生社会ホストタウンのみならず、全国でも数が少ない先導的共生社会ホストタウンにも令和元年十月十一日付で認定されています。

ここで伺いますが、区は共生社会ホストタウンとして、これまで心のバリアフリーに様々な取組を行ってきています。これまでの取組で培われてきたこと、また、これからの取組などについて伺いたいと思います。まず、障害施策推進課、スポーツ推進課、都市デザイン課、教育指導課の順に御答弁をお願いいたします。

◎須藤 障害福祉部長 東京二〇二〇大会は、障害ですとか多様性といったことについて多くの方々が情報を発信され、その情報がメディアを通じて多くの方々に伝わり、それぞれが考え、それから理解するというような最大のチャンスであった、機会であったというふうに思っております。区では、この最大のチャンスを生かすために先導的共生社会ホストタウンとして、心のバリアフリーの推進、ユニバーサルデザインのまちづくり、それから障害者スポーツの推進といったことに取り組んでおります。

心のバリアフリーの推進に関しましては、障害理解の促進や差別解消につなげるため、既存にもありますけれども、啓発パンフレットの配布ですとか、それから、小学校へ聴覚障害の当事者の方に行っていただいて子どもたちに教えていただくといったことに加えまして、令和元年度には、アメリカの車椅子ラグビーの選手との交流を通じてのシンポジウム、まち歩き点検、令和二年度には、国や全国の共生社会ホストタウンの自治体とシンポジウムを開催いたしまして、パラリンピックのレガシーを継承する情報発信をしたところ です。

こうした取組を通じまして障害理解は進んだものというふうにも考えておりますけれども、障害のある人もない人も共に暮らす地域共生社会の実現に向けましては、今後も障害理解促進等の条例を検討する中で、さらなる心のバリアフリーの推進に向けた取組について、障害当事者、関係機関等の意見を伺いながら検討を進めたいというふうにも考えており

ます。

◎内田 スポーツ推進部長 これまで共生社会ホストタウンといたしまして、障害のある人とない人がスポーツ、レクリエーション活動を通じて交流を深めるため、障害のあるなし交流事業、そしてポッチャ世田谷カップ等を開催いたしました。参加者の皆様からは、障害のある人とない人がスポーツのルールを少し工夫することによりまして互いに楽しむことができた、試合形式のポッチャ世田谷カップでは、障害の有無に関係なく同じルールにのっとり真剣勝負ができたとの声をいただいております。

東京二〇二〇大会のパラリンピアン活躍により、パラスポーツの魅力を再発見する機会となりました。パラスポーツの推進を区のスポーツ推進計画・調整計画の重点取組に位置づけ、区民のパラスポーツに接する機会を拡充し、共生のまち世田谷の実現を目指してまいります。

◎松村 技監 東京二〇二〇大会を契機に、区民のユニバーサルデザインの理解を広げる取組の一つとしまして、馬事公苑の最寄り五駅からの案内について、幅広い世代の方や車椅子使用者などの皆様に御参加をいただいたまち歩きワークショップでの御意見を参考にしまして、様々な方に分かりやすい公共サイン計画を作成して、案内サインや誘導サインの設置をいたしました。それとともに、馬事公苑までの目印となる蹄鉄を平板に埋め込んだブロックの敷設などにも取り組んできたところです。また、ルート上の段差解消や、視覚障害者誘導用ブロックの点検改修、それから周辺の公園トイレの洋式便器化など、都市整備領域の各所管が様々な取組を進めてきたところです。

今後はユニバーサルデザインの生活スタイルの普及啓発のため、バリアフリー設備の適正な利用をテーマとしたワークショップの開催や啓発冊子の発行、また小学校への出前講座などの実施を予定しております。こうした取組を積み重ねて、広く区民の皆様への理解を図ってまいりたいと考えています。

区が目指す共生のまち世田谷の実現に向けまして、引き続き、誰もが利用しやすい生活環境の整備と、それに合わせて、ユニバーサルデザインの普及啓発に取り組んでまいります。

◎粟井 教育政策部長 教育現場におきましては、区内全校におきまして、心のバリアフリーの推進やユニバーサルデザインの普及、障害者スポーツの推進に関する活動に各学校の特色を生かしながら取り組んでまいりました。

具体的には、心のバリアフリーの推進では、車椅子マラソンや車椅子バスケットボールなどのパラリンピアンとの交流を通して、苦難を乗り越え、努力を重ねて目標達成を成し遂げた体験談を伺ったり、障害者スポーツの推進では、ポッチャやゴールボールに取り組み、競技についての理解を深めたりするなどの取組を進めてまいりました。これらの体験

を通しまして、児童生徒からは、誰もが一緒に競技を楽しむことができることに気づいたなどといった感想が聞かれ、互いを認め合う心を育むよい機会となりました。

今後とも、東京二〇二〇大会により創出されたレガシーとして、障害や多様性の理解に関する教育を持続的に取り組んでいくよう務めてまいります。

◆**福田たえ美 委員** 今、共生社会ホストタウンとなってからこれまでの取り組んでいらっしやいました全所管に御答弁をいただきました。これを聞いていて感じるものが、やはりハードとソフトの両面の課題に対して、障害がある人もない人も関係なく、誰もが参加しやすい環境を整備して、そして同じ目的に向かって共に行動をしているということが共通しています。こういった一連の行動が自然と地域で共に生きるために必要な配慮とか思いやりが醸成されているというふうに感じました。

各種障害者団体の皆様から、障害者への声かけなど心のバリアフリーへの取組や、ひとり暮らしを支える福祉人材の育成、居住の場の創設など、ソフトとハード両面の要望をよくいただいております。

国におきます地域共生社会というものは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度、分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人一人の暮らしと生きがい、また地域を共につくっていく社会を目指すものと示しております。

この地域共生社会の実現には、区として、誰もが社会活動に参加しやすい環境の整備が求められています。今回示された条例制定に向けての御説明では、条例の構成案、取組に、見守りとの言葉が多く見られます。共生社会の実現に向けて取り組むために、見守りという言葉は適切ではありません。健常者が障害者の方を、区民が見守るという観点で共生社会ということなのでしょうか。

人が人に対する気遣いや配慮、手助けは当たり前として行うことで、お互いが人権を尊重し、相手を思いやる配慮ができる関係性を築くことこそ、地域における共生ではないでしょうか。常に見守るという上から目線の言葉は排除すべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎**須藤 障害福祉部長** 今、見守りということについて、ちょっと適切ではないのではないかとこのようなことでお話をいただきました。

まず、東京二〇二〇パラリンピック共生社会のホストタウンでもありましたけれども、その中で、パラリンピックの父と呼ばれる医師のルートヴィヒ・グットマン博士の言葉なんですけれども、失ったものを数えるな、残されたものを最大限に生かせといった言葉のとおり、パラリンピックでは選手お一人お一人がそれぞれの持てる力を最大限に発揮したパフォーマンス、こういったものを見せていただくことで、障害のある方々から多くのことを学ばせていただきました。

一方で、これまで知的に障害をお持ちの方の保護者の方などから、当事者が困っていても誰も声かけをしてくれない、それから当事者が突然パニックになっても誰も助けようとしてくれないといった声も寄せられておまして、その障害の種別の特性を知り、当事者への配慮、それから手助けを行う地域の見守りということも重要な点かなというふうには考えてございます。

また、九月の福祉保健常任委員会でこちらの条例について御報告をさせていただいた際ですけれども、地域の見守りの重要性についてお示しをしたところ、各委員の皆様からは、障害だけではなく地域全体で差別をなくすというような考え方が必要ではないかといった御意見もいただいております。

地域で共に暮らすという中では、障害のあるなしにかかわらず、時には支え、時には支えられる、いずれの場面もあるものと思っております。今後、条例の検討に当たりまして、専門家会議ですとか障害者団体、当事者、家族、こういった方々の御意見を伺う中で、お話しの本格的なことが何かということも含めて議論して、考え方について整理していきたいと考えてございます。

◆**福田たえ美 委員** 御答弁ありがとうございます。大変大切な条例だと私たちは思っておりますので、そういう意味でも、本当の地域共生社会とは何なのかというのを、私もこの質問をすることになってから非常に考えるようになりました。区民と一緒にこういう機会をいただくことというのは大変大切で、こうあるべきだと決めつけたような条例の書き方でもあったので、そういう意味では、もう一度改めてしっかりと検討していただきたいと思っております。

保健センターにおけるがん検診の充実について

では次に、保健センターにおけるがん検診の充実について伺ってまいります。

我が党が求めてきたがん対策推進条例が平成二十六年に制定され、この間どこまでがんの早期発見、早期治療につながり、区民の健康と命を守ることができたのかということが大変重要な観点になってまいります。世田谷区のがん対策推進条例を制定する意義に関しましては、区では、区民の保健医療福祉関係者及び事業者と一体となって総合的ながん対策を推進することにより、区民一人一人ががんに関する関心を高め、望ましい生活習慣を実践し、がんを予防し、定期的に検診を受けることで、がんを早期に発見するとともに、がん罹患しても必要な支援を受けながら、自分らしい生活を継続することができる、がんを知り、がんと上手に向き合い、がんになっても自分らしく暮らせる地域社会を実現するためにこの条例を制定するということが、がん対策推進条例が制定されております。

高橋委員が先日の福祉保健委員会所管において、がんでお亡くなりになった三十代の区民の方のことを通じて、AYA世代の在宅支援の早急な取組ということを求めたのと併せて、がんで亡くなる人を出さないということが重要であることを訴えてまいりました。そ

のために、世田谷区立保健センターが、がんの早期発見に大きな役割を果たすべき、がん対策の拠点となるべきではないかということをお話しさせていただきました。

世田谷区のがん対策推進条例の第八条においては、「区は、がん検診を受診しやすい体制の整備」ということを明記しております。区民の健康増進、がん対策、心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与することを目的としているのが世田谷区立保健センターです。この保健センターにおけるがん検診について、この後伺ってまいります。

まずは、胃がん検診について伺っていきます。

エックス線の胃がん検診の数というのが減少に転じて、胃内視鏡検診が増加傾向にあると言っております。口からカメラを入れる内視鏡検診に負担感があり、検診のためらう区民がいらっしゃいます。負担感の少ない鼻から入れる経鼻内視鏡を希望する声を聞いております。

ここで伺いますが、胃がん内視鏡検査は、保健センターでは経口内視鏡しか受けられないということですが、体への負担が少ない経鼻内視鏡の導入の予定はないのでしょうか。

◎辻 世田谷保健所長 平成二十九年十月より導入した胃がん内視鏡検査につきましては、保健センターのほか、かかりつけ医の下で安心して受診できるように、区内における約百か所の医療機関において実施できるよう検診体制を整備しております。

御指摘のとおり、保健センターでは経口による内視鏡検査を実施しておりますが、区内医療機関におきましては六十か所以上で経鼻による内視鏡検査が実施できるようになっておりまして、受診を希望する区民が医療機関を選択できるように利便性に考慮しております。

保健センターにおける経鼻内視鏡の導入におきましては、機器導入に伴う経費も勘案し、医療機関における経鼻・経口内視鏡の実施状況も踏まえた上で検討してまいります。

◆福田たえ美 委員 保健センターでの経鼻内視鏡も、ぜひとも御検討していただきたいと思っております。

もう一つ、近年若年層の患者が増えている子宮がんについて伺います。

子宮がん検診について、保健センターでも行っているのが子宮がん検診の組織検査や精密検査となっておりますが、現在保健センターではどのような流れで行っているのか、また件数等も教えていただきたいと思っております。

◎辻 世田谷保健所長 区で実施している子宮がん検診の流れですが、受診者は区内約五十か所の医療機関から受診する医療機関を選び、問診及び検体の採取を受けます。各医療機関は検体を保健センターへ送付し、保健センターにおいて一括で検体検査を実施し、検査結果は医療機関を通じて受診者へお伝えする流れとなっております。検診の結果が要精

密検査であり、受診者が精密検査をどこで受診したらよいか分からないなどの場合、必要に応じて医療機関から保健センターを御案内いただいております。

なお、実績ですが、令和二年度の子宮頸がん検診は、暫定値ではありますが、検体の検査が三万五千二百六十四件、うち要精密検査となったのが五百十八件となっております。

◆**福田たえ美 委員** 今、御答弁いただきましたが、保健センターでは検体検査を行っているということで、あと、精密検査が必要であればお受けいたしますという状況だという御答弁ですが、言い換えれば精密検査も行える環境が整備されているということになりますので、保健センターでは今、子宮がん検診の精密検査のみとなっておりますが、その前段階のスクリーニング検査という子宮がん検診も受けられるようにならないかといったお声もいただいておりますが、それに対して区の見解を伺います。

◎**辻 世田谷保健所長** 区の子宮がん検診につきましては、かかりつけ医の下で安心して受診し、検診後の丁寧なフォロー等も期待できることから、区内における医療機関でスクリーニング検査を実施しており、検査の質を均一に保つことができるように、検体検査につきましては保健センターで一括で実施している状況でございます。

保健センターの役割である地域医療の後方支援という観点も踏まえ、安心して子宮がん検診を受診いただけるよう、引き続き努めてまいります。

◆**福田たえ美 委員** 今いろいろと御答弁いただきましたけれども、ここまで様々ながん検診の実施の可能性というのを確認してまいりました。

なぜなのかといいますと、この前に質問いたしました障害理解の促進、また差別解消への条例制定というのをお聞きしましたが、このことを考えていきますと、地域で共に暮らす地域共生社会を目指す世田谷区であるならば、障害者の方も安心してがん検診が受けられる環境の整備を率先して進めていくべきではないでしょうか。

ノーマライゼーションプランにも障害者のがん検診の環境整備について検討する旨というのが記載されておりました。障害者の方からは、がん検診を受けたくても様々なバリアがあり、検診が受けられる場所がなかったりして、要は検診を控えてしまうといった現状が起きております。これによりますと、がん検診を受けたくても受けられないということは、がん検診を受ける権利が奪われているということになります。誰もが安心してがん検診が受診できる環境整備は喫緊の課題と思えます。

また、区内の中小企業の方の健康と命を守るために、保健センターが産業医のような役割を果たすべきではないでしょうか。そういう意味でも、保健センターががん対策の拠点として取組を進めていくべきと考えます。

保健センターでの障害者への配慮がどうなっているのかという点と、また保健センターにおいて、障害のある方もまた誰もが安心してがん検診が受けられるようにすべきです。が

ん対策の拠点に向けて今後どのように取り組むのか伺います。

◎辻 世田谷保健所長 まず、障害者への配慮ということについて御答弁いたします。

保健センターの障害者の方への配慮といたしましては、胃がんエックス線検診におきまして、聴覚障害者に対応するようタブレット端末を活用し、文字や絵で案内をしております。また、がん検診の位置づけではございませんが、健康診断や健康度測定の際の胸部レントゲン撮影の機器として、令和二年度の保健医療福祉総合プラザへの移転開設に伴い、車椅子を使用されている方への配慮として、寝たままレントゲン撮影を受けられる装置を導入しております。

次に、がん検診についてでございます。

地域に暮らすどなたもががん検診を受けやすい環境を整備していくことは重要だと認識をしております。御指摘の障害のある方につきましては、各種がん検診の地区医師会等への委託契約におきまして、障害のある方などが正当な理由なく検診を受診できないということを防ぐため、仕様書にその内容等を明示するなどの合理的配慮に基づき検診を受けられるように対応してございます。

一方、保健センターがある世田谷区立保健医療福祉総合プラザは、平成三十年三月に策定した梅ヶ丘拠点整備事業に伴う世田谷区保健センター事業実施方針の中でも、障害者等を含む健康づくり支援の一つとして、区民一人一人が主体的かつ継続して健康づくりに取り組めるよう、健診や検診受診環境や健康教室、指導等のバリアフリーを図るとしております。

保健センターでの障害のある方ががん検診の実施につきましても、移転後の環境を生かして、医師会や関係機関と連携し検討してまいります。

◆福田たえ美 委員 今、御答弁いただきましたが、やはり世田谷区はがん対策推進条例を制定している区でもございます。誰一人も取り残さず命を守っていくというすごい責務で、しっかりとがん対策を保健センターにおいて進めていただきたいと思います。

屈折検査機器の導入について

最後に、屈折検査機器の導入について伺ってまいります。

小学生のお子さんの弱視について悩む保護者から相談を受け、そこからこの原因と治療を調べていった中で、早い段階での治療が有効であるということを知りました。そこで、本年二月二十六日の第一回定例会の一般質問において、三歳児健康診査における視力検査での弱視の見逃しは、その子どもの見える保障を損ない、将来の職種や職業への影響も及ぼすことから、区として屈折検査機器の導入の必要性を訴えてまいりました。

先日、他会派からの質問で屈折検査機器の導入を検討する旨の御答弁がされておりました。弱視は家庭で行う視力検査だけでは分からず、屈折検査機器で屈折度合いを検査すること

で発見されます。その観点から、現在区が行う三歳児健診の会場において、全員を対象として屈折検査を行うべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎辻 世田谷保健所長 区では、各総合支所で三歳児全員を対象として三歳児健診を実施しており、例年六千人以上が受診しています。視力検査は自宅で保護者が行き、その結果により精密検査の必要性を判断しています。先行自治体において導入している屈折検査機器を使用した視覚検査は、弱視発見率が大きく上昇しており、区でもその有効性について認識をしています。そのため、区は先行して導入した自治体へのヒアリングや、機器を導入したクリニックへの視察等を行い、導入に向けて準備を進めています。

なお、導入については、三歳児健診において受診者全員に対して実施する方向で検討しております。

◆福田たえ美 委員 本年七月に公益社団法人日本眼科医会が、「三歳児健診における視覚検査マニュアル～屈折検査の導入に向けて～」を発刊いたしました。三歳児健診で屈折異常などにより、精密検査が必要な場合の保健指導について、次のように記載がされています。

視力の発達のピークは一歳半頃までで、六歳以降は発達の余地が少なくなる、精密検査を受けないままに放置することは治療時期を失う可能性がある、弱視になる原因を理解させることで精密検査の受診漏れを極力減らすようにすべきであるというふうに書かれておりました。

六歳に視力の発達ピークを迎えるお子さんもいるということを考えると、治療期間にゆとりを持たせる三歳児での弱視の発見と治療に必ずつなげるといった観点が重要になってまいります。その意味でも、治療の時期が限られていることを保護者に十分に伝えていただきたいです。

屈折異常が発見されても治療につながらなければ意味がありません。就学前までに治療を行い、視機能の改善につなげるよう治療の重要性を伝える案内の工夫も必要ですが、この点に関して最大限の工夫を行っていただきたいと思います。区の見解を伺います。

◎辻 世田谷保健所長 屈折検査により、精密検査が必要と判断された子どもの保護者に対して、区は精密検査の必要性を説明し、医療機関を紹介していきたいというふう考えております。

委員から御紹介のありました視覚検査マニュアルにつきましては区も認識しており、参考にしております。

精密検査勧奨の案内の工夫につきましては、本マニュアルの掲載例を有効活用し、医師会の眼科医等からの専門的な意見も伺いつつ、保護者に向けて分かりやすい案内を作成してまいります。

令和3年 9月 決算特別委員会 質疑 福田たえ美
令和3年10月14日



◆福田たえ美 委員 以上で私からの質問を終わり、岡本委員に替わります。